

## 宇土市子ども・子育て世帯への支援一覧

### ●教育の支援

教育の支援施策	事業名	内容	対象者	市	国・県
「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	きめ細やかな学習指導による学力保障	少人数の習熟度別指導など	小中学生	学校教育課 (学務係)	
	学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	SSWおよびSCの配置により、医療機関、児童相談所、福祉部門、学校の連携強化を行い、児童生徒及び保護者に対する相談体制の充実を図る。	小中学校	学校教育課 (学務係)	○ 熊本県
	地域ボランティアによる学習支援体制の整備及び学習支援	【子どもの生活支援に再掲】 放課後子供教室 放課後に学校等を拠点とした放課後子供教室での様々な体験や地域住民との交流を行う場の提供	小学生（現在、網田小学校のみ）	生涯活動推進課 (生涯学習係)	
		コミュニティスクール（学校運営協議会制度） 学校と保護者や地域の方で協働しながら地域と共にある学校づくりを進める。	小中学校	学校教育課 (学務係)	
	高等学校等における就学継続のための支援	学習に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援のための人材を高等学校に配置	高校生		○
		【生活の支援：子どもの就労支援に詳細】 高校中退者について学校がハローワーク等に高校中退者の情報提供し就労支援を図る。	高校生、高校中退者		○
就学支援の充実	義務教育段階の就学支援の充実（就学援助制度）	経済的な理由で児童の就学が困難な家庭の学校でかかる費用（学用品費、給食費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、医療費、新入学用品費、オンライン学習通信費）の一部を援助するもの	宇土市に住所があり、かつ次のいずれかに該当する方 ・生活保護の停止又は廃止 ・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税、個人事業税、固定資産税、国民年金掛金が減免 ・国民健康保険税が減免 ・児童扶養手当受給者 ・生活福祉資金による貸付を受けている ・失業、疾病等の特別な事情による所得の減少、又はその他の経済的な理由により生活が困窮しているため、子どもを就学させるのが困難	学校教育課 (学務係)	
就学支援の充実	宇土市入学準備祝金給付	向学心の高揚を図り社会的に有用な人材を育成することを目的とし、学費支弁困難な生徒に入学準備祝金を支給するもの	高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、短大、大学に進学予定で要件を満たすこと。	学校教育課 (総務係)	
	特別支援教育に関する支援の充実	段階的な支援体制に沿って福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図る。	幼児、児童、生徒	学校教育課 (学務係)	

教育の支援施策	事業名	内容	対象者	市	国・県
大学等進学に対する教育機会の提供	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭等の親又は児童が「高卒認定試験」を受けるため、民間の受験対策講座を受講する場合に受講費用の負担軽減のため、受講終了時給付金等を支給するもの	ひとり親家庭等の親又は児童	子育て支援課 (子ども家庭支援係)	
	高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実	高等学校等就学支援金制度 家庭の教育費負担を国が支援する制度で授業料に当たる部分を生徒本人に代わり学校設置者へ支払うもの。※所得制限、在学期間等の制限有(各学校での手続き)	月の初めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍しているもので、別に定める要件を満たすもの。		○
		家計急変への支援 保護者の失職や倒産などの家計急変により収入が激減し、収入の変動が就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同等の支援を行う制度	平成26年4月以降に高等学校に在学している生徒		○
		高校生等奨学給付金 授業料以外の教育費の支援	高校生の保護者で非課税世帯であること		○
		学び直しへの支援 高等学校を中途退学した者が再び高等学校で学び直す場合に、法律上の就学支援期間を経過した後でも卒業まで最長2年の間継続して就学支援金相当額を支給	平成26年4月以降の入学者		○
国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援	授業料の減免制度(各大学、専門学校) 無利子、有利子奨学金制度(独立行政法人日本学生支援機構)	国公立大学生・専門学校生等		その他の機関	
生活困窮世帯等への学習支援	【生活困窮者自立支援制度】 子どもの学習・生活支援事業	熊本県から委託を受けた学校法人等の教育支援員や元教諭、大学生、一般の方が、公民館などの公共施設で宿題や授業の復習、定期テストや入試対策等の学習支援を行うもの	小学1年生から18歳までの生活困窮者及び生活保護の被保護者の子ども	福祉課 (福祉政策係) うと自立相談センター(市社協)	○ 熊本県
その他の教育支援	教育支援センター	教育支援センター(ほっとスペース)にて学校に行きづらくなった児童生徒が落ち着いて活動できる場所として設置し、学校生活への復帰を目指す学校以外の教室	宇土市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒	学校教育課 (総務係)	
	子どもの食事・栄養状態の確保	給食センター方式により市立幼稚園、小中学校への給食を行う中で、毎月発行の給食だより「ばくばく」で食育コーナー等を記載し啓発を図る。	市立幼稚園、小中学校の児童生徒及び保護者	給食センター	
	多様な体験活動の機会の提供	季節に応じた行事や体験的なイベントを開催する。 サークル活動は年間登録で実施するもの。 地域の大人の協力を得ながら、伝統行事体験等の公民館主催講座及び一定の期間(1回につき)3泊4日程度、異年齢の集団の中で生活しながら学校に通う通学合宿(利用料金発生)を開催する。	就学前児童、小学生  開催公民館の学区の児童(内容により学年の制限あり)	子育て支援課 (児童センター)  中央公民館	
中学生のための消費者教育事業	中学生を対象に消費生活相談員の出前講座を行い、賢い消費者の育成を図る。	宇土市立中学校に在籍する生徒	商工観光課 (商工振興係)		